

！！飲酒運転はやめよう！！

道路交通法の一部が改正され、令和8年7月21日から
 『血液1mLにつき 1.0g以上又は呼気1Lにつき0.5mg以上のアルコ
 ールを身体に保有する状態』
 で自動車を運転した場合は「酒酔い運転」として処罰されることになりました。
 飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす可能性が極めて高い危険な犯罪です。
 県民の皆様一人ひとりが、「飲酒運転は絶対しない、させない」
 ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

飲酒運転には厳しい処分が！

酒酔い運転



●血液1mLにつき1.0g以上又は呼気中アルコール濃度
 0.5mg/L以上
 ●その他アルコールの影響により正常な運転ができない
 おそれがある状態

36点 欠格期間3年
免許取消し

酒気帯び運転



呼気中アルコール濃度
 0.25mg/L以上0.5mg/L未満
 呼気中アルコール濃度
 0.15mg/L以上0.25mg/L未満

25点 欠格期間2年
免許取消し
13点 免許停止 90日

※前歴及びその他の累積点数がない場合
 ※欠格期間とは、運転免許を取り消された場合に、運転免許を受けることができない期間

5年以下の拘禁刑又は
 100万円以下の罰金

3年以下の拘禁刑又は
 50万円以下の罰金

広報

あいち

8月号

野辺地警察署
 尾鷲交番
 ☎72-2110
 担当 飛内



青森県警察
 シンボルマスコット
 アビーくん

青森県暴力団排除条例を遵守しましょう

○ 主な規制内容 ○

- 金品等の供与の制限**
 暴力団を利用する目的や暴力団の活動を
 支援する目的で金品等を供与することを禁止
- 不動産譲渡等の契約の制限**
 暴力団事務所で使用されることを知りなが
 ら、不動産を譲渡等することを禁止
- 暴力団事務所の開設及び運営の禁止**
 学校・保育所・図書館等の敷地の周囲20
 0メートルの区域内に、暴力団事務所を開設
 及び運営することを禁止
- 金品等の供与を受けること等の禁止**
 暴力団員が事業者から金品等の供与を受
 けたりや第三者を指定して金品等の供与を
 させることを禁止
- 他人名義を利用することの禁止**
 暴力団員であることを隠す目的で他人の
 名義を利用すること、暴力団員に自分の名義
 を利用させることを制限

！受験者募集中です！

～ 警察官B（高卒・短大卒程度）～

受付時間 7月6日（月）～8月17日（月）
 第1次試験 9月27日（日）
 試験会場 青森市、弘前市、八戸市、さいたま市
 合格発表 10月2日（金）予定

～ サイバー捜査官（第2回）～

受付時間 7月6日（月）～8月17日（月）
 第1次試験 9月27日（日）
 試験会場 青森市
 合格発表 10月2日（金）予定

～ 警察事務 ～

受付時間 8月3日（月）～8月21日（金）
 第1次試験 9月27日（日）
 試験会場 青森市、弘前市、八戸市
 合格発表 10月7日（水）

～ 情報処理技術者（第2回）～

受付時間 7月6日（月）～8月17日（月）
 第1次試験 9月27日（日）
 試験会場 青森市
 合格発表 10月7日（水）予定

採用情報ホームページはこちら

